

令和6年第12回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和6年12月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也(遅刻)	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

○ 欠席した委員(2名)

6番 小松 伸治	20番 小平 裕一
----------	-----------

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
主任	竹村 直人
主査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 会議録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第62号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第63号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第64号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第65号	農用地利用集積計画の策定について(貸借)
議案第66号	農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)
議案第67号	農用地利用集積計画の策定について(売買)
議案第68号	農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について
報告事項	農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

会議録署名人 15 番 (塚澤)

会議録署名人 16 番 (伊藤)

開 会 令和6年12月26日 午後3時00分

局 長 (入谷 吉博君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和6年第12回農業委員会総会並びに協議会のほうを開会させていただきます。

それでは、まず氣賀澤会長より御挨拶をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

いよいよ今年最後の農業委員会となりました。

今年は1月1日の能登の地震、それから飛行機事故という形で始まりまして、途中は洪水で大きな被害を受けた場所もありました。

駒ヶ根市について見ますと、5月の凍霜害で一部被害が出たり、またカメムシ等で被害が出たりということでしたけれども、人命に関わるような大きな被害もなく、問題なく一年が過ぎようとしております。

また、農業委員会におきましても、大きな問題もなく一年が過ぎようとしております。これも皆様の御協力のおかげだと思っております。どうもありがとうございました。

今年最後の農業委員会ですが、今日もよろしく願いいたします。

簡単ですが挨拶とさせていただきます。

局 長 (入谷 吉博君)

それでは会議の前の一言と農業委員会憲章の朗読でございます。

今回は17番 河上邦和委員さん、お願いいたします。

17番 (河上 邦和君)

河上です。

農業委員会憲章の前に一言でということです。

実は私の家の山が[]のちょっと手前のところがありまして、そこだけ斜面が路肩にちょっと食い込むような形で道路に接しているんですけども、11月にちょっと見に行ったら、クヌギの木が3本ほど結構大きくなってしまっていました。

それで、横から見たら、ここを切っても[]にどうしても倒れてしまうんで、いや、これは大きくなったらもう切れなくなっちゃうし、業者を頼まにゃだし、今はそんなに太くないんで、ロープで引っ張ったりしながら何とか切ってしまうおもうと思ひまして、11月の中頃に山へ行っていろいろ苦勞してクヌギの木を3本ほど切り倒しました。

それで、それを親戚のうちにたき物でやろうと思っていたんですけども、切っているうちに、ふと、これはクヌギの木だし、これはシイタケの原木にす

ればちょうどいい大きさだなと思ひまして、それで1mぐらゐの長さ切つたらシイタケのホダ木が10本ほどできました。

それで、そのうち駒菌を買いに行つたりして菌を打ちつけてやろうかなと思ひつゝ、XXXXXXXXXXへ行つたらシイタケの菌とドリルがセットで売つていたんで、いや、これはいいわと思ひつゝ買ってきました。

そうしたら、菌の大きさからいくと10本ばかり少ないんで、さらにうちの山の奥のほうの桜の木とか栗の木とか、いろいろ思ひ切つてみんな切つてしまひまして、そしたら30本ものシイタケの原木ができましたんで、来年の1月になったら穴を開けて菌を打ち込みたいと思ひつゝしております。

やつてみて、いや面倒なこと始めちゃつたなと思ひましたけれども、そう思はず、この先おいしいシイタケが食べられればこれもいいんじゃないかなと思ひつゝ、楽しみのうちの一つにしてやつていこうかなと思ひながら、今は、インターネットで遮光ネットを買つたり、シイタケの原木を置く場所を考えたり、いろいろ考へているところで、そんな日々を送つております。

以上です。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませさせていただきますので、つゝいて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局 長 （入谷 吉博君）

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行でございますが、氣賀澤会長をお願いします。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これより令和6年12月2日付、告示第12号をもつて招集しました令和6年第12回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数17名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

6番 小松伸治委員、20番 小平裕一推進委員より欠席の旨の届出がありました。

また、12番 春日委員は遅刻する旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従ひ会議を進行させていただきます。

日程第1 会議録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は会議規則第15条第2項の規定により議長において15番 堀澤務委員、16番 伊藤宏美委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採択を行います。

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (竹村 直人君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の西10筆、計7,619.44㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は県外に在住であり農地の管理が難しいため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

22番 (小池 政幸君)

春日委員と私とで現地の確認をしました。

春日委員の担当区域なんですが、私が一緒に行きましたので説明したいと思います。

ここは、もともと[REDACTED]が果樹園だとか野菜等を作っていたところですが、そこを[REDACTED]で買い取って果物の栽培をするようなんですが、ちょっと申し訳ありません、何の果物かはちょっと忘れちゃったんですが、ということで、もともと農地として栽培したところをそのまま使って農業をされるということですので、特に問題ないと判断しました。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ありましたらお願いいたします。

3番 (木下 亜紀君)

すみません。ちょっと聞き漏らしてしまったのかもしれないので確認させていただきたいんですが、ここは[REDACTED]という方がもともと果樹や野菜を作っ

てらっしゃったところだったわけですね。

それで、今現在、既に[]は[]の生産に関わっていらっしゃるんですか。新規ですか。

22番 (小池 政幸君)

この場所については新規なんですけど、ほかでは農業されているようなんです。ちょっと申し訳ありません。すみません。春日さんは細かい話が分かるんですけど、申し訳ないです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

事務局のほうで[]ってというのはどういう法人なのか分かるようでしたら、説明をお願いします。

主 任 (竹村 直人君)

現在、[]のほうでワインの製造といったところをメインにされている法人さんでして、駒ヶ根市ではワインのおつまみみたいなものを栽培されるそうです。具体的な作物につきましては、ワイン用のブドウ、それからヘーゼルナッツ、あとは予定ですがサツマイモと柿のほうをこの土地のほうで作られるというふうに聞いております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

木下委員、よろしいですか。分かりましたか。

3 番 (木下 亜紀君)

ありがとうございました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

春日委員、来たばかりのところを申し訳ないんですが……

12番 (春日 知也君)

遅れてすみません。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

今、[]が買う土地のことで審議が始まったところなんですけど、今一応事務局から説明を受けたんですが、これまでの話を聞いてないんで分からないかもしれませんが、春日委員さんのほうから何かありましたらお願いします。

今のところ事務局からはブドウとかヘーゼルナッツとか柿を作る予定でいるという話を聞いたんですが、それ以上何かありましたらお願いします。

12番 (春日 知也君)

あとはヘーゼルナッツっていう話も伺っています。割と斜面が北向きの斜面なんで、ブドウを作る会社さんが買ったんですけども、いきなりブドウ栽培から入るのはちょっと大変かもしれないということで、御説明のあった幾つかの果樹類を栽培されてからってということです。

それで、ヘーゼルナッツについては、御承知の方もいらっしゃるかと思いますが、今は長野市のほうを中心に栽培を拡大しつつあるところで、リンゴの産地は気候的に適している果樹だそうですねですけど、そこら辺を参考にして進めていくというような話を伺っております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
ほかに質問等ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは議案第 62 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 63 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)
それでは議案書 3 ページをお開きください。
農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 2 件でございます。

場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください。

4-1 で表示した場所になります。

北割 2 区、XXXXXXXXXX の東 1 筆 453 m²になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場、まき置場、資材置場。

理由でございますが、申請人は自宅敷地内の駐車スペースが不足することから敷地内の拡張を計画した、あわせて自身が所有する山林から出る間伐材の保管場所、作業場所を確保するため当地を使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、令和 6 年 11 月 8 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 2 種、不許可の例外として非代替性で見えております。

続いて 2 件目となります。

場所につきましては4ページ右側を御覧ください。

4-2で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED]の西1筆377㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、申請人は[REDACTED]の[REDACTED]に伴い住宅を移転しなければならなくなったため現在の居住地と近い当地へ住宅を建てたいというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年1月30日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改、許可の例外として集落接続で見いております。

以上2件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

10番 (塩木 操君)

1番の件です。

位置図を御覧いただきますと[REDACTED]のうちのすぐ脇になっております。位置図ですと何か斜めになった土地のような感じなのですが、現在の家の地続きにある土地で、現在は、生けすがあって、車庫もあって、それで、その間は洗濯物を干したりして使っているような土地だったんです。

そこで山から切り出した木材でたき物を作りたいということで、農振除外の許可を取りたいとずっと言っておりまして、今回、たき物を作るという話がありまして現地を見ましたが、家のすぐ前であることと、お隣にも相談してあるし、周りの農地にとりましても特に影響があるとは認められないような位置関係でしたので、特に問題はないと判断しました。

以上です。

14番 (宮澤 秀一君)

12月5日に山崎委員さんと現地を確認しております。

備考欄にもありますように、申請人は[REDACTED]の[REDACTED]に伴う住居移転のため、子どもの家の西にある自身の所有農地に住居を新築することとした。

平屋住宅であり、隣接農地への日照の影響はありません。

また、雑排水は公共下水道に接続し、雨水排水は敷地内に地下浸透としております。

以上のことから、住宅用地への転用はやむを得ないものであり、周辺農地への影響はないと判断しました。

なお、新築工事において道路、水路及び農業用施設に支障が生じないように施工いただきたい旨のお願いをしておきました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第 63 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 63 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 64 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書 5 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 3 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 6 ページ左側を御覧ください。

5-1 で表示した場所になります。

小町屋区、XXXXXXXXXXの北 1 筆 763 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが子どもの成長に伴い手狭になったことから住宅を建てるために当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 6 年 11 月 8 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、不許可の例外として集落接続で見えておりません。

続いて2件目でございます。

場所につきましては6ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の北1筆89㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地（進入路）。

理由でございますが、譲受人は現在申請地の隣地に居住しており自宅までの進入路を拡張するために当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域外となっております。

農地区分につきましては2種、不許可の例外として非代替性で見えておりません。

続いて3件目でございます。

場所につきましては7ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の西2筆、計1,965㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は婚姻による理由から新居取得のため当地を取得したい、譲渡人は所有する農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものであります。

農振法等でございますが、農用地区域外となっております。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

地元委員の補足説明に入ります。

1番ですが、私の担当区域で、10月初めに春日委員と現地確認をしました。

位置図の黒印の右側のところは、今は住宅が建設されております。

それで、道に囲まれた残りのところは農地になりますけれども、住宅の建つところが農地の北側にあるということと、それから雨水は地下浸透、それから雑排水は下水道に流すということで、周りの農地に対する影響はないということで、いいということで判断いたしました。

以上です。

それでは2番以降の補足説明をお願いします。

22番 (小池 政幸君)

2番は、位置図を見てもらうと分かるように、譲受人の家に入る通路なんですけれども、もともとは通路あるんですけど、もう少し広くしたいということで、隣が畑になっていまして、畑を購入するという内容になります。

それで、現地を小松委員と確認しました。

畑と通路は段差がありまして、畑のほうが低いというようなことで、そこに擁壁を入れて、そこに土を入れて広くするというような内容です。

それで、通路のほうから石が畑に落ちないように、また雨水等は畑に入らないような対策を同時にするということですので、問題ないという判断をしました。

8番 (滝沢久美子君)

3番です。

譲渡人の方は相続で取得した土地で、今までは近所の親戚の方が草刈りをされていた土地です。そこに、今回、 っていう方がおうちを建てるということで、雨水は地下浸透させ、雑排水等は下水道に接続されるということで、吉瀬委員と確認しましたが、問題ないと思います。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございますか。

2番 (中嶋 隆君)

3番ですけど、えらい金額なんだけど、これは合っていますか。6,000万円。

会長 (氣賀澤 道雄君)

事務局、何か説明ございますか。

主任 (竹村 直人君)

少々お待ちください。

すみません。議案書のほうの数値が誤りになっておりまして、全部の筆を750万円で取引をしておりますので、これを面積で割り返すと1㎡当たり3,816円となります。すみません、訂正のほうをよろしく願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

1㎡当たり3,816円だそうですので、訂正のほうお願いいたします。

ほかにありますでしょうか。

5番 (倉田 益式君)

今の件なんですけれども、今の面積が1,965㎡ですよ。それで、家が218㎡で、この1,965㎡が全て宅地なのか、一部農地で残すのか、ちょっと確認な

- 8 番 (滝沢久美子君)
すみません。
現地確認の際に来た方からお聞きしたところによると、住宅はこちらにある建築面積で、分筆していて、残りは畑としてそのまま使用したいと言っているというふうにお聞きしていました。お願いします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
倉田委員、よろしいですか。
- 5 番 (倉田 益式君)
はい。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第 64 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 64 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 65 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (高坂 貴和君)
それでは議案書 8 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について (貸借) を御説明し、御提案とさせていただきます。
まず公告年月日でございますが、令和 6 年 12 月 27 日でございます。
期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 6 万 751 m²、畑が 8,456 m²、合計 6 万 9,207 m²でございます。
貸手が 28、借手が 20 です。
(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、9 ページ～12 ページに詳細が載っております。
貸借の内訳でございますが、12 ページの下を御覧ください。
こちらに 200 番台から 500 番台っていうことでそれぞれ説明を入れさせていただいておりますが、200 番台が J A 円滑化から市の利用権への移行という

ことで11件、300番台が市の利用権の更新のものになりまして3件、400番台が新規の申出ということで8件、500番台が解除条件付貸借の更新ということで6件となっております。御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

もし地元委員のほうで補足説明があればお願いしたいと思いますが……。

では、地元委員のほうはよろしいですね。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

5 番 (倉田 益式君)

時々確認が出ることなんですけれども、10ページの208番、設定を受ける者、XXXXXXXXXXは91歳なんですけど、本当にこの方が耕作するのか、それとも誰か、息子さんがやるのか、その辺っていうのは事務的な面で分かるんですか。分かるんだったら何かちょっとコメントを入れてもらおうとありがたいように思います。

91歳だと、多分トラクターとかは乗れないんじゃないかと思うんですよ。その辺、お分かりになりますか。

主 査 (高坂 貴和君)

農業経営者の方の名前になっているんですけど、今御質問のあった208番についてはリングを作ってらっしゃるんですけども、御家族でやっている……。

年齢につきましては申出の年齢で受けてしまうので、家族経営でやっているっていう筆もあると思うんですけども、ちょっと、こちらについてどういう経営形態でやっているかは……。 (伊藤委員挙手) あ、御存じですか。

すみません。伊藤委員のほうに説明をお願いいたします。

16番 (伊藤 宏美君)

XXXXXXXXXXには息子さんがいらっしゃって、私より4つ上の方なんで57歳の息子さんで、家族でリングを作ってらっしゃるので、おじいちゃんの名前で出ていますが、主体は息子さんに変わっていつているので大丈夫だと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

よろしいですか。

申出とすると今の農業経営者として登録されている人の名前になってしまうので年齢は上がってしまうんですけども、実態を見ると家族経営の方が多いというような、そういう認識でいくしかないかなと思います。

ほかにございますか。

- 12番 (春日 知也君)
すみません。
12 ページですけれども、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXって農業系の会社さんでは聞かないですけど、これは利用権設定を受けるっていうことは、本来は農業系のことされているのかどうかだけ、もしどなたか御存じでしたら…
- 主査 (高坂 貴和君)
こちらの農地については、営農型、太陽光発電施設の下でそれぞれ今ここに書いてある作物を作っているということになります。
農地所有適格法人以外ということで、解除条件付貸借ということで結んでおります。
農地の適正利用について解除の旨の条件を付して貸借でありまして、年に1度程度、所定の用紙のほうで、ちゃんと耕作をしているか、適正状況を確認しているという筆となっております。
- 12番 (春日 知也君)
ありがとうございます。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
春日委員、よろしいですか。
- 12番 (春日 知也君)
どうもありがとうございます。
- 1番 (森 武雄君)
私も12ページの関連なんですけれども、営農型太陽光発電だと思っんですけれども、更新ということで、今までも設置をして栽培していると思っんですが、今地点っていうか、更新地点の確認というのはどういうふうになっているのか、農地パトロールのときに委員さんたちは見ていると思っんですが、事務局のほうではどういう把握をしていますか。適正に管理されているっていう把握でよろしいですか。
- 主査 (高坂 貴和君)
県の様式に沿いまして、所定の聞き取りをし、文書の提出を求めておりまして、パトロールの結果と併せて状況を確認させていただいているということになります。
- 1番 (森 武雄君)
それじゃ、もう適正に管理をされているっていいですか。
- 主査 (高坂 貴和君)
そのように書面でいただき、パトロールのときにも確認させていただいております。

1 番 (森 武雄君)
はい。分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第 65 号について原案どおり可決することに御異議ござい
ませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 65 号 農用地利用集積計画の策定
について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
ここで議案第 66 号の審議に入る前に申し上げます。
農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により、
番 ■■■■■、番 ■■■■■ は自己等に関する事項について議事
に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。
〔■番 ■■■■■ 君、■番 ■■■■■ 君 退場〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、
議案第 66 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)
議案書 13 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提
案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和 6 年 12 月 27 日でございます。
期間の終期でございますが、5 年が田 14 万 7,162 m²、畑 620 m²、10 年が田
13 万 1,310 m²、畑 624 m²、合計で 27 万 9,716 m²でございます。
貸手が 67、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。
14 ページ～38 ページが利用権設定各筆の明細となっております。
貸借の内訳でございますが、37 ページの下を御覧ください。
2000 番台が J A 円滑化から市の利用権への移行の筆となっております 75 件あり
ます。
3000 番台が新規の筆ということで 2 件あります。

4000 番台が市の利用権から農地中間事業への移行のものとなり、3 件となります。

67 名の土地所有者が長野県農業開発公社へ合計で 135 筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設置後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付け予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

量が多いので、ちょっと時間を取りますので、自分の地域について確認をお願いします。

それと、地元委員のほうで何か補足説明があれば、その間をお願いいたします。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

では、議案第 66 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 66 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

[14 番 宮澤秀一君、18 番 吉瀬久司君 入場・復席]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、

議案第 67 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)

それでは議案書 38 ページをお開きください。

議案第 67 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず、公告年月日は令和6年12月27日を予定しております。

売買面積は畑が3,608㎡、売買の件数は1件でございます。

なお、この売買については12月20日に農地あっせん審査会を開催しております。

39ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

長野県農業開発公社が[]から買い受ける内容となっております。

対象となる農用地面積は3,608㎡、対価は55万円でございます。

40ページの図を御覧ください。

場所は東伊那栗林、[]の北側に位置しております。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は令和7年1月20日でございます。

この農地の買取り予定者については表の左下に記載してありますので御確認ください。

以上、本件につきまして御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

もし地元委員のほうで説明がありましたら……。あるいは……。

いいですか。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

2 番 (中嶋 隆君)

ちょっと違うかもしれないんですけど、これは長野県中間管理機構に売って、さらに長野県中間管理機構が[]に売るっていう案件だと思うんですけど、これって、今までは認定農業者のみ対象だったのが、今後、4月以降って、今度は認定農業者じゃなくても買うことができるようになるということですか。中間管理事業を使えるのかっていうことです。

今後、4月以降は認定農業者とかじゃなくても中間管理事業を使った議案第67号のような売買ができるようになるっていうことなんですか。

主 査 (高坂 貴和君)

売買については、特に流れとしては全く変わらないと聞いています。

貸借については、全てにおいて地域計画に資するということで、今現在、農地を持っていたりとかして経営者になっている方々は全て可能であり、また新規で貸借の予定をされている方についても聞き取りのときによほど農業に適さない方じゃなければ拒否するっていうことはほぼないので、貸借のほうはやりたいとおっしゃっていただける方は積極的に受け入れるということで聞いております。

恐らく地域計画に資するということが見込まれる方であれば売買についても可能になるのかなというふうに思います。

2 番 (中嶋 隆君)

ということは、普通に農地を持っていて地域計画のほうへ名前の載っている人はこっちでやるようにすると有利になるということですか。

主 査 (高坂 貴和君)

売買につきましては、すみませんが確認するお時間をいただきたいと思えます。ここではっきりしたことはお答えできないので、次回以降に御説明させていただきます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では次回の総会の際にお願いいたします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第 67 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 67 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 68 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書 41 ページをお開きください。

農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について御説明し、御提案とさせていただきます。

これにつきましては、8 月の一斉農地パトロールで優先して現地を確認していただいた中で、現況が山林または原野であり、農地に復旧するための物理的条件整備が著しく困難であり、農地として復元したとしても継続して耕作が見込めない対象地について、農地に該当しないと御判断をいただくものになります。

なお、今回議案として提出させていただくものにつきましては、竜西地区で 25 筆、竜東地区で 162 筆、計 186 筆でございます。

議案書にある現地の状況につきましては全て山林または竹林、原野等のため

個別の御説明はいたしません、位置につきましては別紙でお配りしてありますカラー刷りA3サイズの地図のほうに記してございます。各地区にオレンジの丸で印をつけた場所が今回の該当地になります。筆によっては固まったりしている部分がございますので、概略で見ていただくようお願いいたします。

また、一斉農地パトロールで現地を山林と判断したものにつきましても位置や周囲の状況によって農地判定を見送った筆もございますので、御承知おきください。

以上について御審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

今事務局のほうから説明がありました、委員の立場から補足説明等がありましたらお願いいたします。

ないようですので、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

13番 (北澤 満君)

これは、毎回名前が上がってきて、市のほうで農地転用してくれるって言うても窓口へ来ないでそのままほってある人が何人かいるような気がしてしようがないんですけれども、手続を取ってくれないから毎回毎回確認に行くと、同じようなことをしての繰り返しになっているんですけど、そこら辺は何とかうまく手続を取れるようにしてもらえないのでしょうか。

主 任 (竹村 直人君)

例年、総会の後、所有者様宛てに総会の審議結果をお送りしてございまして、その中で農地ではないという判断をしましたが現況はどうでしょうかという文章で照会をかけております。その結果、現地を今後耕作する意思があるかどうか、こういった理由でこういった作物を育てているみたいな回答があった土地については、台帳上は農地としております。

しかし、特に返答がない場合は、御連絡いただいても農地ではないという確認をした上で、一斉農地パトロールによって非農地と認められたものについては農地台帳から落としているような流れになります。

もし照会をかけた中で御本人様の意思としてまだ農地として使うということと言われてしまうと農地台帳上は残さざるを得ないところではあるんですが、非農地としても特に問題ないですかという形で文書を出しておりますので、それについて返答がない場合については非農地と判断したものを農地台帳上に反映していくような流れとなっております。

13番 (北澤 満君)

分かりました。

どっちにしろ、もう現地を見ても原野になっていて、もう木も生えちゃって

いるっていうことがあるんですけど、今日、私の担当地区の中にまた同じ人の名前が出ているなというのが見受けられたもんですから、ちょっとお聞きしたってことです。

こういうふうに出ているって言ったら、ちょっと待って、大変かと思ってほってあるって言った方もおったと思いますけれども、農地から外してもらえらるっていうことですので、担当の私から何とか手続をやっていただくようお願いしたいなと思います。

主 任 (竹村 直人君)

ありがとうございます。

意向調査をした際に農地として残す意思を確認できたものについては、来年以降の一斉農地パトロールで調査対象から外すような形で事務局のほうでも対応していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ちょっと私のほうから、これは全部で186件あるんですが、総面積ってどのくらいになるか分かりますか。

主 任 (竹村 直人君)

総面積は7万1,617㎡になります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

約7町歩いていう感じですかね。分かりました。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第68号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第68号 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に報告事項 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について説明をお願いします。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書47ページを御覧ください。

農地法第4条第1項第9号の規定による届出がありましたので御報告をさせていただきます。

場所につきましては48ページ左側を御覧ください。

中沢区中割、報告事項-1で表示した場所になります。

47ページにお戻りください。

内容でございますが、自宅の売却に伴い農業用機材や資材の新たな保管場所として農業用倉庫を設置したいというものでございます。

以上1件につきまして御報告いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、報告事項については説明のとおり御承知おきください。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和6年第12回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

閉 会 午後3時58分